

JIS

圧力配管用炭素鋼鋼管

JIS G 3454 : 2017

(JISF)

平成 29 年 8 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 金属・無機材料技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	長 井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
(委員)	相 浦 直	一般社団法人軽金属溶接協会
	栗飯原 周二	東京大学
	一 谷 隆	高压ガス保安協会
	井 上 謙	一般社団法人日本産業機械工業会
	伊吹山 正 浩	一般社団法人日本ファインセラミックス協会（デンカ株式会社）
	鎌 土 重 晴	一般社団法人日本マグネシウム協会（長岡技術科学大学）
	倉 品 秀 夫	公益社団法人自動車技術会（三菱自動車工業株式会社）
	里 達 雄	東京工業大学名誉教授
	篠 崎 和 夫	東京工業大学
	田 中 一 彦	一般社団法人日本電機工業会
	千 葉 光 一	関西学院大学
	中 村 一	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	長谷川 隆 代	昭和電線ホールディングス株式会社
	藤 田 篤 史	日本冶金工業株式会社
	水 沼 涉	一般社団法人日本溶接協会
	山 口 富 子	九州工業大学
	山 崎 裕 一	一般社団法人日本建設業連合会（株式会社銭高組）
	吉 田 仁 美	一般財団法人建材試験センター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 37.3.1 改正：平成 29.8.21

官 報 公 示：平成 29.8.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本鉄鋼連盟

（〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館 TEL 03-3669-4826）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

審議専門委員会：金属・無機材料技術専門委員会（委員長 長井 寿）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 種類及び記号	2
4 製造方法	2
5 化学成分	3
6 機械的性質	3
6.1 引張強さ, 降伏点又は耐力, 及び伸び	3
6.2 へん平性	4
6.3 曲げ性	4
7 亜鉛めっきの試験特性	4
8 水圧試験特性及び非破壊試験特性	4
9 寸法, 質量及び寸法許容差	5
9.1 寸法及び単位質量	5
9.2 寸法許容差	5
10 外観	7
11 特別品質規定	7
12 試験	7
12.1 分析試験	7
12.2 機械試験	7
12.3 亜鉛めっき試験	9
12.4 水圧試験及び非破壊試験	9
13 検査及び再検査	10
13.1 検査	10
13.2 再検査	10
14 表示	10
15 報告	11
附属書 JA (規定) 特別品質規定	12
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	13
解 説	16

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本鉄鋼連盟（JISF）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS G 3454:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 30 年 8 月 20 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS G 3454:2012** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

圧力配管用炭素鋼鋼管

Carbon steel pipes for pressure service

序文

この規格は、1989年に第1版として発行された **ISO 9329-1** 及び1990年に第1版として発行された **ISO 9330-1** を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

1 適用範囲

この規格は、350℃程度以下で使用する圧力配管に用いる炭素鋼鋼管（以下、管という。）について規定する。ただし、高圧配管用炭素鋼鋼管には、適用しない¹⁾。この規格は、外径 10.5 mm（呼び径 6A 又は 1/8B）～660.4 mm（呼び径 650A 又は 26B）の管に適用できる。

なお、注文者があらかじめ製造業者との協定によって指定する特別品質規定の項目を、**附属書 JA** に規定している。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 9329-1:1989, Seamless steel tubes for pressure purposes—Technical delivery conditions—Part 1:
Unalloyed steels with specified room temperature properties

ISO 9330-1:1990, Welded steel tubes for pressure purposes—Technical delivery conditions—Part 1:
Unalloyed steel tubes with specified room temperature properties（全体評価：MOD）

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

注¹⁾ 高圧配管用炭素鋼鋼管は、**JIS G 3455**（高圧配管用炭素鋼鋼管）に規定している。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS G 0320 鋼材の溶鋼分析方法

JIS G 0404 鋼材の一般受渡し条件

JIS G 0415 鋼及び鋼製品—検査文書

JIS G 0582 鋼管の自動超音波探傷検査方法

JIS G 0583 鋼管の自動渦電流探傷検査方法

JIS H 0401 溶融亜鉛めっき試験方法

JIS H 2107 亜鉛地金